

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則及び奈良県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

令和元年十一月十九日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

奈良県教育委員会規則第七号

奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則及び奈良県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則を廃止する規則

次に掲げる規則は、廃止する。

- 一 奈良県立橿原考古学研究所附属博物館管理運営規則（昭和五十五年三月奈良県教育委員会規則第六号）
- 二 奈良県教育委員会の権限に属する事務の委任に関する規則（平成三十一年三月奈良県教育委員会規則第十四号）

附 則

この規則は、令和元年十二月一日から施行する。